

改正後

改正前

別表第一（第六条）	別表第一（第六条）
<p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>一 避難所</p> <p>イ 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>ロ 避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。</p> <p>ハ 避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり<u>三百四十円</u>以内とする。</p> <p>ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。</p> <p>二 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借</p>	<p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>一 避難所</p> <p>イ 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>ロ 避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。</p> <p>ハ 避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり<u>三百三十円</u>以内とする。</p> <p>ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。</p> <p>二 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借</p>

り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

イ 建設型応急住宅  
（イ）建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

イ 建設型応急住宅  
（イ）建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

（ロ）一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、**六百七十七万五千円**以内とする。

（ロ）一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、**六百二十八万五千円**以内とする。

（ハ）建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、五十戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

（ハ）建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、五十戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

（ニ）福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

（ニ）福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

（ホ）建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

（ホ）建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

（ヘ）建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。

（ヘ）建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。

（ト）建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

（ト）建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

ロ 賃貸型応急住宅

ロ 賃貸型応急住宅

（イ）賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ（ロ）に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

（イ）賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ（ロ）に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

（ロ）賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。

（ロ）賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。

(ハ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(ヘ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

ロ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千二百三十円以内とする。

ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

二 飲料水の供給

イ 飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

一 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

二 生活必需品の給与等は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

(ハ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(ヘ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

ロ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百八十円以内とする。

ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

二 飲料水の供給

イ 飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

一 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

二 生活必需品の給与等は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

二 光熱材料

三 生活必需品の給与等のために支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもつて決定する。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上を 増すごとに 加算する額
冬季	三万九千 百円	四万二千 百円	五万七千 百円	六万六千 九百円	八万四千 三百円	一万六千 百円
夏季	一万九千 二百円	二万四千 六百円	三万六千 五百円	四万三千 六百円	五万五千 二百円	八千 円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上を 増すごとに 加算する額
冬季	一万百 円	一万三千 二百円	一万八千 八百円	二万二千 三百円	二万八千 百円	三千七 百円
夏季	六千三百 円	八千四百 円	一万二千 六百元	一万五千 四百円	一万九千 四百円	二千七 百円

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬ。

4 医療及び助産

一 医療

イ 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。

二 光熱材料

三 生活必需品の給与等のために支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもつて決定する。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上を 増すごとに 加算する額
冬季	三万九千 百円	四万二千 百円	五万五千 八百円	六万五千 三百円	八万二千 二百円	一万千三 百円
夏季	一万八千 七百元	二万四千 円	三万五千 六百円	四万二千 五百円	五万三千 九百元	七千八 百円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上を 増すごとに 加算する額
冬季	九千九百 円	一万二千 九百元	一万八千 三百円	二万二千 八百円	二万七千 四百円	三千六 百円
夏季	六千 百円	八千二百 円	一万二千 三百円	一万五千 円	一万八千 九百元	二千六 百円

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬ。

4 医療及び助産

一 医療

イ 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。

ロ 医療は、救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ハ 医療は、次の範囲内において行う。

（イ） 診療

（ロ） 薬剤又は治療材料の支給

（ハ） 処置、手術その他の治療及び施術

（ニ） 病院又は診療所への収容

（ホ） 看護

ニ 医療のために支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

## 二 助産

イ 助産は、災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失つたものに対して行うものとする。

ロ 助産は、次の範囲内において行う。

（イ） 分べんの介助

（ロ） 分べん前及び分べん後の処置

（ハ） 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のために支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とする。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とする。

## 5 被災者の救出

一 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

二 被災者の救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域にお

ロ 医療は、救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ハ 医療は、次の範囲内において行う。

（イ） 診療

（ロ） 薬剤又は治療材料の支給

（ハ） 処置、手術その他の治療及び施術

（ニ） 病院又は診療所への収容

（ホ） 看護

ニ 医療のために支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

## 二 助産

イ 助産は、災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失つたものに対して行うものとする。

ロ 助産は、次の範囲内において行う。

（イ） 分べんの介助

（ロ） 分べん前及び分べん後の処置

（ハ） 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のために支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とする。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とする。

## 5 被災者の救出

一 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

二 被災者の救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域にお

- ける通常の実費とする。
- 三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とする。
- 被災した住宅の応急修理
- 6

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とする。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

ロ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(イ) (ロ)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

(ロ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策

- ける通常の実費とする。
- 三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とする。
- 被災した住宅の応急修理
- 6

一 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

二 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

イ (ロ)に掲げる世帯以外の世帯 六十五万五千円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十一万八千円

本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の第二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内)に完了するものとする。  
(削る。)

#### 7 生業に必要な資金の貸与

- 一 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行うものとする。
- 二 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行うものとする。
- 三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。
  - イ 生業費 一件当たり 三万円
  - ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千元
- 四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。
  - イ 貸与期間 二年以内
  - ロ 利子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならぬ。

#### 8 学用品の給与

- 一 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)、及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。
- 二 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

三 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から三月以内(災害対策基本法第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の第二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内)に完了するものとする。

#### 7 生業に必要な資金の貸与

- 一 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行うものとする。
- 二 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行うものとする。
- 三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。
  - イ 生業費 一件当たり 三万円
  - ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千元
- 四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。
  - イ 貸与期間 二年以内
  - ロ 利子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならぬ。

#### 8 学用品の給与

- 一 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)、及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。
- 二 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

- イ 教科書
  - ロ 文房具
  - ハ 通学用品
  - 三 学用品の給与のために支出できる費用は、次の額以内とする。
    - イ 教科書代
      - (イ) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号) 第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
      - (ロ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
    - ロ 文房具費及び通学用品費
      - (イ) 小学校児童 一人当たり **四千八百円**
      - (ロ) 中学校生徒 一人当たり **五千円**
      - (ハ) 高等学校等生徒 一人当たり **五千六百円**
  - 四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならない。
- 9 埋葬
- 一 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
  - 二 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもつて、次の範囲内において行う。
    - イ 棺(附属品を含む。)
    - ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
    - ハ 骨つぼ及び骨箱
  - 三 埋葬のために支出できる費用は、一体当たり大人 **二十一万九千円**以内、小人 **十七万五千二百円**以内とする。
  - 四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。
- 10 死体の搜索及び処理
- 一 死体の搜索
  - イ 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
  - ロ 死体の搜索のために支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機

- イ 教科書
  - ロ 文房具
  - ハ 通学用品
  - 三 学用品の給与のために支出できる費用は、次の額以内とする。
    - イ 教科書代
      - (イ) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号) 第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
      - (ロ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
    - ロ 文房具費及び通学用品費
      - (イ) 小学校児童 一人当たり **四千七百円**
      - (ロ) 中学校生徒 一人当たり **五千円**
      - (ハ) 高等学校等生徒 一人当たり **五千五百円**
  - 四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならない。
- 9 埋葬
- 一 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
  - 二 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもつて、次の範囲内において行う。
    - イ 棺(附属品を含む。)
    - ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
    - ハ 骨つぼ及び骨箱
  - 三 埋葬のために支出できる費用は、一体当たり大人 **二十一万三千八百円**以内、小人 **十七万九百円**以内とする。
  - 四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。
- 10 死体の搜索及び処理
- 一 死体の搜索
  - イ 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
  - ロ 死体の搜索のために支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機



械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬ。

## 二 死体の処理

イ 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

ロ 死体の処理は、次の範囲内において行う。

（イ） 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（ロ） 死体の一時保存

（ハ） 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行う。

ニ 死体の処理のために支出できる費用は、次に掲げるところによる。

（イ） 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三千五百円以内とする。

（ロ） 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千五百円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

（ハ） 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬ。

11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

一 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

二 障害物の除去のために支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの

械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬ。

## 二 死体の処理

イ 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

ロ 死体の処理は、次の範囲内において行う。

（イ） 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（ロ） 死体の一時保存

（ハ） 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行う。

ニ 死体の処理のために支出できる費用は、次に掲げるところによる。

（イ） 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三千五百円以内とする。

（ロ） 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千四百円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

（ハ） 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬ。

11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

一 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

二 障害物の除去のために支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの

平均が十三万八千七百円以内とする。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬ。

12 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の搜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二 救助のために支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

平均が十三万八千三百円以内とする。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬ。

12 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の搜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二 救助のために支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。